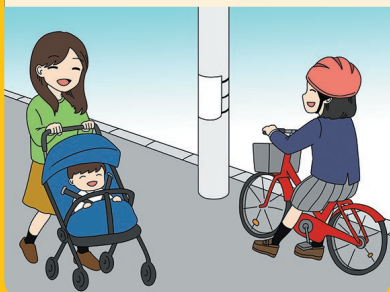




交通安全だより

実践しましょう！ 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



信号のない横断歩道では 歩行者が優先です！



一時停止の徹底を

危険な乗り方は事故のもと… 自転車の違反に反則金！



16歳以上が対象です！

通り慣れた場所でも…
油断は禁物！

道路交通法・自動車運転死傷行為処罰法 一部改正

7月21日
施行

「酒酔い運転」と「危険運転」に
アルコール濃度の数値基準が追加！



酒酔い運転(道路交通法)

従来	アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為
追加	呼気1ℓ中0.5mg以上または血液1mℓ中1.0mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転する行為
罰則	5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

飲酒関連の危険運転(自動車運転死傷行為処罰法)

従来	アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
追加	呼気1ℓ中0.5mg以上または血液1mℓ中1.0mg以上のアルコールを体内に保有した状態で自動車を走行させる行為
罰則	負傷させた場合：15年以下の拘禁刑 死亡させた場合：1年以上20年以下の拘禁刑

中標津町・中標津町交通安全協会
中標津警察署・中標津地方交通安全協会連合会
中標津町交通安全指導員協議会・中標津地区安全運転管理者協会